

江湖新聞

第十號



定價八分

西垣文庫 (特)

文庫 10

7287

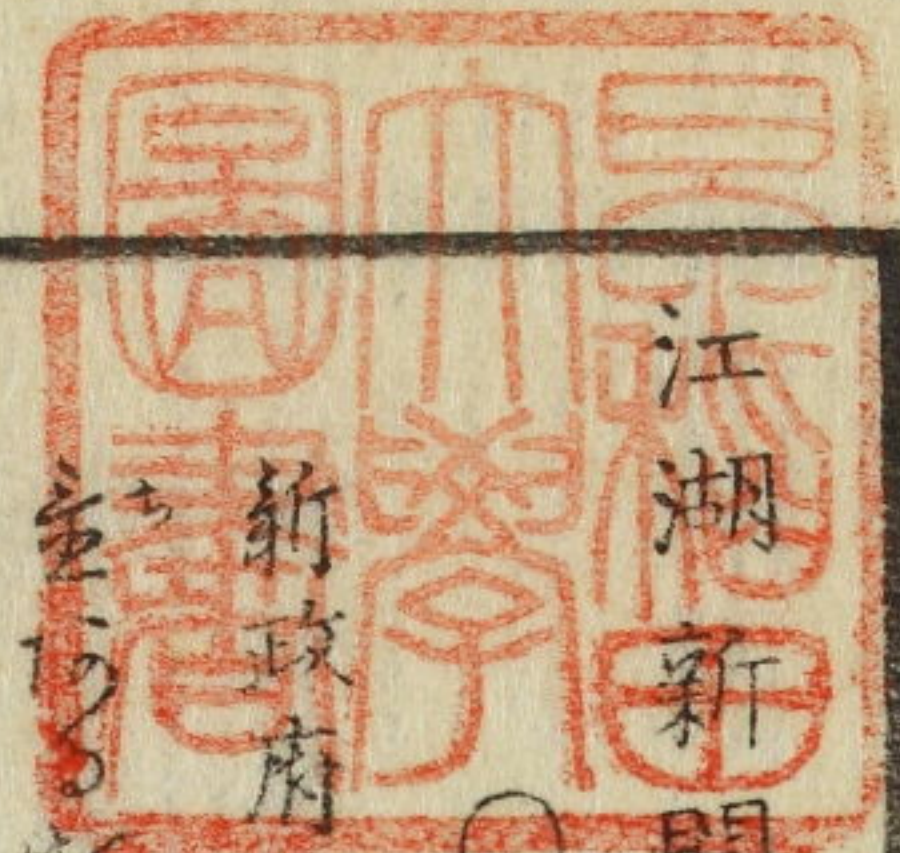
11



特 文庫10
7287
11

江湖新聞第十一号

慶應四年戊辰閏四月廿三日



○ 横濱新聞紙の抄譯

新政府政を採りてより既に三月以上及びられたるが維新之處
 至るに兵庫大坂の支所とも依然として交易の利を失ひ
 横濱亦おいても新政府に替りて以來運上所の諸務既定さく
 舊政府の諸役人外國交易の事情も通さず如くも
 至上海博の行在り 玉鏡の萬全を待たるの策にあつたと
 るに下りて漸く還河く及ぶ事あり
 北方會盟の諸侯の死を決し断然南方の政制を受く事誠
 肯せぬ戦事及び血を流して以て其肯新を運せんは殊に



江湖二

十一

今討の強兵ありて其盟主となり南方に抗抵せざるは今討の
つらん張りの南方を獲獲を東北の緒道に張らんと其策の行
つにさる事判然たりさるる今討の兵を率ひて連戦し
兵威を以て南方に加へ徳川氏を回復せしむるに
○

前月十七日佛蘭西の新公使よりトレノ佛國を御取す
少く東送せり是ハ佛の公使レオロと交代の爲なり

○ 同日月五日大坂ありて所存告

此後大徳督官の言上も執も有之徳門□□降伏謝罪す何

天裁の有りて非常至仁と 敵意を以て寛典を以て
○ 七日 仰出の儀之末 七日 還幸すおまの旨と 仰出の旨

七日寅刻 内侍所より出警 以休守口 以昼休牧方 以泊淺瀬

八日卯刻 所出警軍 以昼休南宮 以休六條東殿 還所

還所より上の二條浅瀬を以て 皇居より控回所あり 爲撤
○ 圓食具の此後より屢く浪華の 行幸より控行する所
地理の圖り追ち所造營つておまの旨と 仰出の旨

○ 大坂ありて 仰出の旨書附

此後大坂道傍地利を撰り豊國大明神社祠に造營付
去國恩顧す緒侯士庶に至る迄寄附隨意を旨と

仰如事

同四月

△江戸市中の救米及小冊書附

市中貧民は折柄難儀に候へども三才迄は小児は除
拾五才以上六十才迄は男は白米五升宛六十才以上八十才
以下は男若女は白米三升以上人数は定りし下之

辰四月

江戸市中貧民救人別書上人数

凡四拾二万人程

壹人四升宛之見候者

米石 壹万七千二百石

志男五升女三升宛之劑

四月廿八日久留米俵原光之進及町會所は在越の苦之答云

及以取書附申上云

一寛政後江戸市中町之地之中合町入用一重加一積金錢之等
之度、扱買入目之飢渴及小程之窮民は其名之を書西出所の家
族人数、定り米沙差是に於燒中并凶年、窮民數件人数、定り

七再び去度一海を幸進し兵士のつぎは船に収めらるる雇船を
形りしに船を兼及せざる止二百人の中にて船長の五十人
船長十員横濱若狭り或五十人の大急ぎに陸海を兼及せし
具^{おめり}亞米利加船御船コスタリカをやとひ上ヶ兵庫より官軍を
運送^{そら}方中候^{ごん}がしに同船を扱人の兵士を東國へ運送せし
好ま^ましうらび具の中立の規定も替^かく事なりとく之を形^{かた}
たる^たり横濱よりその時^{とき}なり

○薩州ゆく時後佛國士友を雇ひ陸軍を學の傳習を兼
たるこの風候ありいざ詳なり

○船荷のはり

この中ちりにふまき船荷のほらなりなり大屋店が幾たび
となくわたりしれどもさすにいえあをより御前社を
とく備もあれせともちやう^{やう}の二月の初め大屋店を
店もお客ありし海濱揚こまありきど備へたりしは
利益益なりしとありつども人多くあるこの實績^{まじ}も
ぬるもの時よりなりたりは店子もはづしくその目を
送る者ありしを性^{しやう}を遣^やはれ船荷もさるるを渡^{わた}り
わのせきたまひしよりのせはるむと相持さしよのま
たうごと思ひつれしめたり大屋店もわたりし法印
をこのとてこのすく^{すく}のようはなるもいども多うりし

に罰利生のつらき事なく扱ふうある人をせまきを憐れ
はかり出づ、のれ店ふる杖物教は祠の安にありてつら
き事さふ大座よりこころあふびあつひもまくとあふりか
はつひのつらき事さふことわりその店ふるけとよりふ死祠と
あふら扱ら色をその物年のあふらわらぬあふらふ人なく
なりーとせ

失題

作者不詳

千歳何由訴此冤一門珍滅似屠豚天戈豈料恣横殺
枉断黄泉未死魂

或曰小栗上杉守時之死、慶長十一年、其時討はせし、其時徳命の結ありと

